

保育料について

＼ 令和7年9月から ／ 第1子保育料無償化

基本の保育料は無料（0円）となります。（年齢・出生順問わず）

※延長保育料や行事費などは、引き続き保護者負担です。



延長保育について

延長保育料（月額）

勤務時間及び通勤時間の都合で基本の保育時間以外に保育が必要な世帯を対象に、開所時間内で月ぎめ延長保育を行っています。

	住民税課税世帯	住民税非課税世帯
認可保育所 区立の一部	4,000円	1,000円
認可保育所 私立・公設民営	施設ごとに設定しています。	
私立認定こども園	施設ごとに設定しています。	
小規模保育	MIRATZ東和のみ行っています。 詳細は施設にお問い合わせください。	
家庭的保育（保育ママ）	月ぎめ延長保育は行っていません。	



一時延長保育

保育短時間に認定された児童が利用可能な8時間の範囲を超えて保育を受けた場合、別途延長保育料がかかります。

- 認可保育所・認定こども園（区立）、保育ママ…児童1人あたり1日500円
- 認可保育所（私立・公設民営）、認定こども園（私立）、小規模保育…施設ごとに設定しています。

保育料負担軽減制度

負担軽減を受ける要件

- ・利用者、児童がともに足立区在住であること。
- ・認証保育所と月ぎめ保育契約をしていること。
(区外の認証保育所含む)
- ・月の初日から在籍していること。

負担軽減を受ける手続き

- ・「認証保育所保育料負担軽減申請書」を記入し認証保育所へ提出してください。
- ・【該当者のみ】「保育の必要性の認定」が必要な方は、利用開始前までに直接足立区役所へ認定の手続きが必要です。

軽減の対象となる費用の範囲

- ・軽減対象費用は、月ぎめの保育料です。
- ・入園金、延長保育料、通園送迎費等は軽減の対象外となります。

軽減上限額

詳細は
足立区HP▶▶▶



- ・契約保育料から軽減上限額を引いた金額が、保育料自己負担額です。
- ・契約保育料が軽減上限額以下の場合は、保育料の額までが軽減されます。

(令和7年9月から)

クラス年齢	世帯の課税状況	保育の必要性の認定	児童の出生順	保育料軽減上限額
0～2歳児	住民税課税世帯	—	出生順問わず	80,000円
		認定あり	出生順問わず	80,000円
	住民税非課税世帯 (生活保護世帯含む)	認定なし	第1子	55,000円
			第2子以降	80,000円
3～5歳児	住民税課税世帯	認定あり	出生順問わず	77,000円
		認定なし	第1子	57,000円
	住民税問わず		認定なし	第2子以降

企業主導型保育施設の保育料補助

補助対象者

- ・ 児童及び保護者が、利用月の初日現在、足立区に在住していること。
- ・ 補助対象の企業主導型保育施設に在籍し、月120時間以上の月ぎめ利用契約をしていること。
- ・ 認可保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育・保育ママ）、認証保育所、幼稚園等に在籍していないこと。
- ・ ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）を利用していないこと。

対象施設

詳細は
足立区HP▶▶▶



企業主導型保育施設
(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設)

補助金額

補助対象経費は、「月ぎめ契約保育料のうち、自己負担額（※）」です。

入園金、延長保育料、通園送迎費等は対象外

(令和7年9月から)

クラス年齢	世帯の課税状況	補助上限額
0～2歳児	住民税課税世帯	80,000円
	住民税非課税世帯	38,000円
3～5歳児	住民税問わず	40,000円

- ・ クラス年齢は、4月1日現在の児童の年齢を適用します。

(※)自己負担額とは、施設側で国無償化助成額を減額した後の月ぎめ契約保育料です。

その他認可外保育施設

認可外保育施設の保育料補助（定期利用補助金）

補助対象者

- ・ 児童及び保護者が、利用月の初日現在、足立区に在住していること。
- ・ 補助対象の認可外保育施設に在籍し、月120時間以上の月ぎめ利用契約をしていること。
- ・ 認可保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育保育ママ）、認証保育所、幼稚園等に在籍していないこと。
- ・ ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）を利用していないこと。

対象施設

認可外保育施設

（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設）

詳細は
足立区HP▶▶▶



補助金額

補助対象経費は「月ぎめ契約保育料から施設等利用費（国の無償化）」を差し引いた後の額です。

入園金、延長保育料、通園送迎費等は対象外

（令和7年9月から）

クラス年齢	世帯の課税状況	補助上限額 （本制度）	施設等利用費 （※）	補助合計額
0～2歳児	住民税課税世帯	80,000円	対象外	80,000円
	住民税非課税世帯	38,000円	42,000円	80,000円
3～5歳児	住民税問わず	40,000円	37,000円	77,000円

- ・ クラス年齢は、4月1日現在の児童の年齢を適用します。

（※）施設等利用費については、「認可外保育施設等の無償化について」の利用案内をご確認のうえ、別途ご請求ください。

認可外保育施設等の無償化（施設等利用費の給付）

補助対象者

- ・ 3～5 歳児
- ・ 0～2 歳児の非課税世帯

足立区在住で子育てのための施設等利用給付認定を受け、対象施設・事業を利用している方

対象施設

- ・ 認可外保育施設（ベビーホテル、ベビーシッター、院内保育所など）
- ・ 一時預かり（認可保育所、小規模保育、認証保育所など）
- ・ 病児保育、病後児保育
- ・ ファミリーサポート・センター事業

詳細は
足立区HP▶▶▶



（注）以下の教育・保育施設に通園している場合は対象外
認可保育所、認定こども園（長時間利用）、小規模保育、
保育ママ、企業主導型保育施設、認証保育所、
幼稚園（一部対象施設有り）

補助金額

入園料、給食費、行事費、通園送迎費は対象外

（令和7年9月から）

クラス年齢	世帯の課税状況	定期利用補助金※	施設等利用費（本制度）	補助合計額
0～2 歳児	住民税課税世帯	80,000円	対象外	80,000円
	住民税非課税世帯	38,000円	42,000円	80,000円
3～5 歳児	住民税問わず	40,000円	37,000円	77,000円

- ・ クラス年齢は、4月1日現在の児童の年齢を適用します。

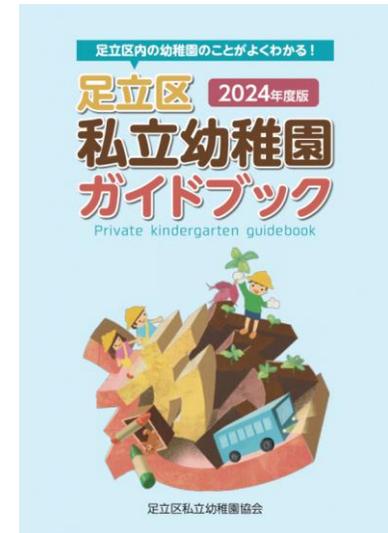
※定期利用補助金については、「認可外保育施設の保育料補助」の利用案内をご確認のうえ、別途ご請求ください。

幼稚園保護者補助金

（令和7年9月から）

	3～5歳児 （年少～年長）	2歳児 （満3歳児）
入園料	100,000円まで（1園児1回限り）	
保育料	33,000円まで	
教材費 など	園則で定められた教材費・冷暖房費・施設費を 保育料33,000円との差額範囲内で補助	
給食費	7,500円まで（長期休暇中は対象外）	
預かり保育	8月：24,000円 その他の月：11,300円 ※保育の必要性の認定要	8月：24,000円 その他の月：16,300円 ※保育の必要性の認定要

私立幼稚園ガイドは、幼稚園選びに
役立つ情報を掲載しています。
足立区HPでご覧いただけます。



申請書の配布や提出は幼稚園を通じて行います。
詳細は幼稚園へお問い合わせください。



補助金制度の
詳細はこちらから



私立幼稚園ガイドは
こちらから

